静岡県工業技術研究所研修施設等の使用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第18号

静岡県工業技術研究所研修施設等の使用等に関する規則の一部を改正する規則 静岡県工業技術研究所研修施設等の使用等に関する規則(昭和34年静岡県規則第13号)の一部を次のよう に改正する。

	改正する。 												
改正前							改正後						
別	別表 (略)				別表 (略)								
	種	類	細目	単位	金額		種	類	細目	単位	金額		
	1	(1)	ア 食品分析				1	(1)	<u>ア</u> 機器による分析				
			清酒官能検査	1 試料に	1,700円				(7)~(カ) (略)	(略)	(略)		
	分	定		<u>つき</u>			分	定	(キ) フーリエ変換赤	(略)	5, 120円		
	析	性	ノ				析	性	外分光分析				
		分	<u>イ</u> 機器による分析 (ア)~(カ) (略)	(四欠)	(四夕)			分	(ク) 顕微赤外分光分	(略)	17,660円		
		析	(f) マーリエ変換赤	(略)	(略) 4,960円			析	析				
			外分光分析	(呼音)	4, 960 FT				(力) • (1) (略)	(略)	(略)		
			(力) 顕微赤外分光分	(略)	21,910円				(サ) エネルギー分散	(略)	10,860円		
			析	(#17)	21, 910				型X線分光法によ	(略)	4,200円		
			(方) • (3) (略)	(略)	(略)				る定性分析				
			(*) エネルギー分散	(略)	10,810円				(シ) エネルギー分散	(略)	17,810円		
			型X線分光法によ	(略)	4, 140円				型X線分光法によ	(略)	10,490円		
			る定性分析	(1.11)	1, 110, 1				る面分析				
			(シ) エネルギー分散	(略)	17,540円				(ス) 赤外分光イメー	1試料に	45,200円		
			型X線分光法によ	(略)	9,840円				<u>ジング分析</u>	<u>つき</u>			
			る面分析										
			<u>ウ</u> (略)	(略)	(略)				<u>イ</u> (略)	(略)	(略)		
		((略)					((略)				
	2	(1)	(略)				2	(1)	(略)				
			才 接着力試験						才 接着力試験				
	エ	材	(ア) (略)	(略)	(略)		エ	材	(7) (略)	(略)	(略)		
	業	料	(4) <u>温冷水浸漬試験</u>	(略)	(略)		業	料	(4) 温冷水浸せき試	(略)	(略)		
	用	強					用	強	<u>験</u>				
	材	度	∅ 1類浸漬剥離試	(略)	(略)		材	度	(前) 1類浸せき剥離	(略)	(略)		
	料	試	<u>験</u>				料	試	<u>試験</u>				

に	験	(I) <u>2類浸漬剥離試</u>	(略)	(略)		に	験	(エ) <u>2類浸せき剥離</u>	(略)	(略)	
関		<u>験</u>		ļ		関		<u>試験</u>			
す		(オ) (略)	(略)	(略)		す		(机) (略)	(略)	(略)	
る	(昭各)					る		(略)			
試	(略)				試	(略)					
験	(3)	ア電子顕微鏡試験				験	(3)	ア電子顕微鏡試験			
		走査電子顕微鏡に	(略)	20,120円				走査電子顕微鏡に	(略)	20,090	
	特	よる観察	(略)	2,180円			特	よる観察	(略)	1,990	
	殊	前処理	(略)	1,410円			殊	前処理	(略)	<u>1, 280</u>	
	試	(略)					試	(略)			
	験	ウ 音響特性試験					験	ウ 音響特性試験			
		(ア)~(オ) (略)	(略)	(略)				(ア)~(オ) (略)	(略)	(略)	
								(カ) ダミーヘッド音	1試料1	8,620	
								響測定試験	測定につ		
									<u>き</u>		
		(略)						(略)			
((時)						(略)				
(略	(略)					(略)					

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の目前に依頼を受けた静岡県工業技術研究所使用料及び手数料条例(昭和34年静岡県条 例第13号)第1条に規定する分析等に係る手数料の額は、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の 例による。